

2025町田さくらまつり出店要項 〈尾根緑道会場・キッチンカー用〉

1	出店応募資格、募集内容	P 1
2	出店までのスケジュール	P 2～3
3	出店留意事項	P 3～4
4	環境に配慮した容器の使用について	P 4
5	申請書類および飲食物の取扱等に関する注意事項	P 4
6	出店場所について	P 4

2024年12月
町田さくらまつり実行委員会

開催概要

- 名 称 2025町田さくらまつり
- 目 的 市内のさくらの名所「尾根緑道」「恩田川」「芹ヶ谷公園」で、大勢の来場者に「町田のさくら」を楽しんでいただく。
市民、事業者、団体および行政が協働して町田さくらまつりを盛り上げる。
- 会 場 【尾根緑道会場】 常盤公園、尾根緑道（大賀藕絲館～種入付近）
忠生スポーツ公園
- 開催日時 【尾根緑道会場】
2025年3月29日(土)、30日(日) 10時～15時30分
- 事務局 【尾根緑道会場】
町田市経済観光部観光まちづくり課
〒194-8520 町田市森野2-2-22 市庁舎9階 906窓口
電話 042-724-2128 FAX 050-3033-9518
(祝日及び年末年始を除く 月曜日～金曜日 8時30分～17時)

出店のお申し込みにあたって・・・

「町田さくらまつり」は、出店者の皆様と市民、事業者、団体、行政が協力して作り上げて行われるものです。まつりの主旨を十分ご理解のうえ、出店をご検討くださいますようお願い申し上げます。

1 出店応募資格、募集内容

▼応募資格（次の要件を全て満たす団体）

1	「町田さくらまつりからの暴力団排除に関する実行委員会規約」及びこの「出店要項」を遵守し、実行委員会（警察署、保健所、消防署を含む）の指示に従って、まつりの運営に協力していただけること。
2	出店責任者は、満18歳以上の方とし、申込書、誓約書を提出できること。また、まつり当日は確実に従事できること。 ※出店責任者の名義で、他人に営業をさせたり、第三者に権利を譲渡したりする事はできません。
3	まつり当日の従事者名簿を提出できること。
4	東京都内いずれかの保健所から許可を受け、まつり当日が営業許可有効期限内であること。 ※東京都外の保健所で取得した許可では出店できません。
5	「新型コロナウイルス感染症等対策遵守事項」を遵守できること

▼募集内容（尾根緑道会場）

1	日時	2025年3月29日（土）、30日（日） 10時～15時30分	
2	内容	飲食物の販売 ※ただし、提供できる調理食品は営業許可書に綴られた「営業の大要」に記載された取扱食品のみ。	
3	出店料等	<u>キッチンカー（持込）1台 20,000円（2日間）</u>	
4	設備	使用水	給水して来場してください。※会場内での給水はできません。
		更衣室	出店者用の更衣室はありません。
		トイレ	会場内の常設・仮設トイレを使用してください。

2 出店までのスケジュール

① 応募書類提出

この出店要項をよくお読みのうえ、「出店応募用紙」を **2025年1月14日(火)** 《消印有効》 までにご提出ください。

提出先	〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田さくらまつり実行委員会事務局（町田市役所観光まちづくり課市庁舎9階906窓口）
-----	--

② 申請書類の発送

出店要項に基づき、条件を満たした団体に **1月24日(金)頃** に申請書類等を送付します。
※条件を満たしていない場合や過去の参加実績において問題があった場合はお断りの連絡をさせていただきます。
※許可に関する不明な点は、町田市保健所に事前相談を行ってください。

（出店が決定した場合の申請書類）…詳細はP4参照

No.	書類名	備考
1	出店申込書	出店責任者の本人確認書（顔写真入りのもの）の写しを添付
2	誓約書	
3	従事者名簿	出店責任者以外に、従事者がいる場合に提出
4	キッチンカー出店確認書	「営業許可書」、「営業の概要」の写しを添付 ※許可に関する不明な点は、町田市保健所に事前相談を行ってください。
5	火気・熱源使用書	火気使用器具等を使用する団体必須 ※電気を熱源とする器具を含む

↓

③ 申請書類提出・出店料支払

2025年2月7日(金) までに必要書類の提出及び出店料の支払いをしてください。

提出先	〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田さくらまつり実行委員会事務局（町田市役所観光まちづくり課市庁舎9階906窓口）
支払方法	原則口座振込でお願いいたします。 <u>※振込手数料はご負担願います。</u> <u>※支払を正確に管理するため、振込名を申込企業（団体名）にしてください。</u>
支払口座	中央労働金庫 町田支店 普通預金 0610066 町田さくらまつり実行委員会 マチダサクラマツリジッコウイインカイ 実行委員長 小島 政孝 ジッコウイインチョウ コジマ マサタカ

↓

④ 最終案内発送

2025年3月中旬を予定しています。

↓

⑤ 2025年3月29日(土)、30日(日) 町田さくらまつり尾根緑道会場当日

実行委員会の指導、ルールには必ず従ってください。

当日参加者リスト及び体調確認チェックシートをご提出ください。

（専用用紙を最終案内に同封いたします。）

↓

⑥ 売上実績報告書の提出

2025年4月11日(金)まで ※今後のまつりの賑わいを考えていくため、必ず提出してください。

3 出店留意事項

まつりの構成・管理・運営に支障を及ぼすもの、公序良俗に反するものは一切認められません。

また、以下の事項への重大な違反があると実行委員会が判断した場合、直ちに出店を中止していただき、次回以降の出店もお断りします。

1)	出店者の責任	販売、配布、火気及び備品の取扱、その他の行為について起き得る事故等は全て出店者の責任において対処してください。実行委員会は責任を負いません。
2)	営業許可の確認	営業許可書（施設の構造及び設備を示す図面、営業の概要を含む）を車内に備え、営業許可済のステッカーは車内の見やすい位置に取り付けること。
3)	施設基準等の確認	給排水タンクの未設置等施設基準を満たさない場合や、設備・装置を適切に使用できない場合には、出店を中止していただきます。設備等に不備がないことを確認のうえ、出店してください。
4)	衛生管理	食品の品質管理、衛生管理を十分に行い、食中毒防止に留意してください。ビニール製等の使い捨て手袋を必ず着用し、石けん、手指消毒薬を常備してください。なお、会場内に洗い場はありません。 キッチンカーでの出店は、調理や飲料の調製等は食品衛生法営業許可のある車内で行う等、関係法令等を遵守して営業してください。 食料品を販売・配布する場合は、食品衛生法等営業許可・届出業種に応じた商品を取扱い、商品に正しい食品表示を付けてください。
5)	火気使用器具等の使用	発電機・ガス等必要な場合は、各自持参してください。また、その場合、消火器を設置してください（消火器の能力：B3以上）。土曜日のまつり終了後は、必ず持ち帰り、会場内に残さないでください。 （※火気使用器具とは・・・液体燃料、気体燃料、固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）
6)	環境への配慮	ごみを極力減らすため、環境に配慮した容器を使用してください。また、参加に伴って排出されたごみは持ち帰ってください。会場内の分別ステーションには持ち込まないでください。
7)	酒類販売	未成年者及び運転者への酒類の販売は禁止です。販売の際、「年齢確認」と「バイク、自動車及び自転車の運転手でないかの確認」を行ってください。
8)	出店料等の取扱	一度お支払い頂いた出店料等は、原則返金いたしませんので、ご了承ください。新型コロナウイルス感染症等の拡大に伴いまつりが中止となった場合、出店料の取扱については別途ご連絡いたします。
9)	催行判断	まつりは、荒天時や新型コロナウイルス感染症等の拡大等により、中止となる場合があります。まつり決行の可否は実行委員会が判断します。
10)	食品の取扱	要冷蔵（凍）品の販売（保管含む）には、冷蔵（凍）庫の設置が必要となります。原材料含め、食品表示に記載されている保存方法を確認の上、遵守してください。取扱方法が守られていないと判断された場合、当該食品の販売を中止してい

		たきます。なお、会場には給電設備がありません。出店者自身が発電機等を設置してください。
11)	新型コロナウイルス感染症等対策	出店責任者は、必ずスタッフ等関係者の体調管理や車内の衛生管理を行ってください。 なお、まつり前日から当日にかけて体調不良の方は参加できません。スタッフ等関係者に事前周知をお願いします。 その他、別紙「新型コロナウイルス感染症等対策遵守事項」を遵守いただき、ご参加ください。

4 環境に配慮した容器の使用について

町田さくらまつりは、環境にやさしい、ごみを出さないまつりを目指しています。環境にやさしい容器（紙製）を使用し、ごみの減量にご協力ください。

※今年は新型コロナウイルス感染症等への対策のため、市でリユース・リサイクル食器の用意はいたしません。

5 申請書類および飲食物の取扱等に関する注意事項

1) 出店申込書	出店責任者の本人確認書（顔写真入りのもの）の写しを添付。
2) 誓約書	出店責任者は出店に関して全責任を負うこと。押印必須。
3) 従事者名簿	出店責任者以外で営業に従事する者全員の名簿。
4) キッチンカー出店確認書	○営業許可書の写しのほか、営業許可書に綴られている「営業の概要」の写しも添付してください。 食品衛生の指導および営業許可に関する問い合わせ 町田市保健所 食品衛生係 電話：042-722-7254
5) 火気・熱源使用届	○設置する全ての火気および電気器具、使用燃料を記入し提出。 ※届出のない器具を当日使用することは不可。
※「出店申込書」、「誓約書」、「従事者名簿」→実行委員会から警察署に届け出。	
※「キッチンカー出店確認書」→実行委員会から保健所に届け出。	
※「火気・熱源使用届」→実行委員会から消防署に届け出。	
◎まつり当日、警察署・保健所・消防署が査察を行います。	

6 出店場所について

・キッチンカーの外部で、販売のためにテーブル等を設置する場合、歩行者の通行の妨げとならないようにしてください。なお、車外で調理、飲料の調製は行ってはいけません。

・出店いただく場所のうち、尾根緑道は、道路沿いの桜並木の周辺であるため、枝が垂れ下がっていたり、道幅が狭くなっている場所があります。以前、桜などの木々に車両が接触し、枝が折れてしまうということがありました。桜の保存のためにも、車高の高い車などで出店される場合は事前に出店場所をご確認いただくなど、車両の運行には十分ご注意ください。

・今回から、尾根緑道に隣接する忠生スポーツ公園も、出店場所としています。申込の際に、ご希望についてお伺いいたしますが、車両サイズや台数等の都合により、ご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。